

附 則

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(居室面積の経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が福祉ホームを経営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第二項第一号ロの規定は、適用しない。

厚生労働省令第七十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第八十四条第一項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 設備及び運営に関する基準(第四条―第四十三条)
- 附則

第一章 総則

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)以下「法」という。第八十四条第一項の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- 二 施設障害福祉サービス 法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
- 三 常勤換算方法 障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 四 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(障害者支援施設的一般原則)

第三条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という)を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 設備及び運営に関する基準

(構造設備)

第四条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第百二十三号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ)でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

(施設長の資格要件)

第五条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第六条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 障害者支援施設の利用及び運営の方針
- 二 提供する施設障害福祉サービスの種類
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- 六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第七条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第八條 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十八条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画
- 二 第三十九条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 三 第四十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 第四十三条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第九條 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- 一 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）又は就労移行支援 二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第三項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあつては、十人以上）
- 二 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十二人以上）でなければならないものとする。

- 一 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 六人以上。
- 二 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

第十條 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- 2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 訓練・作業室
 - イ 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
 - ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 二 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 階に設けてはならないこと。
 - ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
 - ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ハ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
ト プザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂
イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとする。
五 洗面所
イ 居室のある階ごとに設けること。
ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所
イ 居室のある階ごとに設けること。
ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
八 廊下幅
イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の養成施設として認定されている障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合は、前項の規定のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

第十一條 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 施設長
二 生活介護を行う場合
イ 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
(イ) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(イ)から(ウ)までに掲げる数とする。

(イ) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上
(ロ) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上
(ウ) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

(二) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。
(三) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

- (3) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）（一）又は（二）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる数
 - （一）利用者の数が六十以下 一以上
 - （二）利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことと一を加えて得た数以上
- ロ イ(2)の生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対し一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は二十人以上とする。
- ハ イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- ニ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- ホ イ(3)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 三 自立訓練（機能訓練）を行う場合
 - イ 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - （一）看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
 - （二）看護職員の数は、一以上とする。
 - （三）理学療法士又は作業療法士の数は、一以上とする。
 - （四）生活支援員の数は、一以上とする。
 - (2) サービス管理責任者
 - （一）又は（二）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる数
 - （一）利用者の数が六十以下 一以上
 - （二）利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことと一を加えて得た数以上
 - ロ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、イに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
 - ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
 - ニ イ(1)の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
 - ホ イ(1)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
 - ヘ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
 - 四 自立訓練（生活訓練）を行う場合
 - イ 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活支援員、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
 - (2) サービス管理責任者
 - （一）又は（二）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる数
 - （一）利用者の数が六十以下 一以上
 - （二）利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことと一を加えて得た数以上
 - ロ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、イ(1)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一以上とする。

- ハ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、イ及びロに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- ニ イ(1)及びロの生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- ホ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 五 就労移行支援を行う場合
 - イ 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 職業指導員及び生活支援員
 - （一）職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
 - （二）職業指導員の数は、一以上とする。
 - （三）生活支援員の数は、一以上とする。
 - (2) 就労支援員、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上
 - (3) サービス管理責任者
 - （一）又は（二）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる数
 - （一）利用者の数が六十以下 一以上
 - （二）利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことと一を加えて得た数以上
 - ロ イの規定にかかわらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 職業指導員及び生活支援員
 - （一）職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
 - （二）職業指導員の数は、一以上とする。
 - （三）生活支援員の数は、一以上とする。
 - (2) サービス管理責任者
 - （一）又は（二）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる数
 - （一）利用者の数が六十以下 一以上
 - （二）利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことと一を加えて得た数以上
 - ハ イ(1)又はロ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
 - ニ イ(2)の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
 - ホ イ(3)又はロ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
 - 六 施設入所支援を行う場合
 - イ 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活支援員、施設入所支援の単位ごとに、（一）又は（二）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。
 - (2) サービス管理責任者
 - （一）又は（二）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる数
 - （一）利用者の数が六十以下 一以上
 - （二）利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことと一を加えて得た数以上
 - ロ サービス管理責任者、当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は三十人以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の利用者の数は推定数とする。

3 第一項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）若しくは就労移行支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

第十二条 複数の昼間実施サービスを行う場合における障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号二、第三号二及びホ、第四号二並びに第五号ハ（ロ）に係る部分を除く。）及びニの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないこととする。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びび、第四号イ(3)及びホ並びに第五号イ(3)、ロ(2)及びホの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるもの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこととする。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すこと一を加えて得た数以上

（サービス提供困難時の対応）

第十三条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（心身の状況等の把握）

第十四条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第十五条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）
第十六条 障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者による金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第十七条 障害者支援施設は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第十八条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
一 定期的に利用者面接すること。
二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第十九条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができること認められる利用者に對し、必要な援助を行うこと。

三 他の職員に對する技術指導及び助言を行うこと。

第二十條 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に對し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)、又は就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。))の利用を希望する場合には、他のサービス事業所(法第二十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。等)との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)
第二十一條 介護は、利用者の心身の状況に應じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に應じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に對し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。

6 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を介護に従事させなければならない。

7 障害者支援施設は、その利用者に對して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の人による介護を受けさせてはならない。

(訓練)
第二十二條 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に應じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援の提供に当たっては、利用者に對し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に應じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、その利用者に對して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の人による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)
第二十三條 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工資の支払)

第二十四條 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護又は就労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工資として支払わなければならない。

(実習の実施)
第二十五條 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)
第二十六條 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に應じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)
第二十七條 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)
第二十八條 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

(食事)
第二十九條 障害者支援施設(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に對しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に應じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十一条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十二条 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者には病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱)

第三十三条 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(施設長の責務)

第三十四条 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第三十五条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十六条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理)

第三十七条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第三十八条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第三十九条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第四十条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第四十一条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村(特別区を含む。以下同じ)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第四十二条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十三条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(規模に関する経過措置)

第二条 規則附則第一条の二の規定による就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を提供する障害者支援施設は、次の各号に掲げる提供施設障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

一 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援及び就労継続支援 B 型

二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(認定障害者支援施設を除く。次項において同じ)にあつては、十人以上)

二 就労継続支援 A 型 十人以上

三 施設入所支援 三十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する経過的障害者支援施設にあつては、十人以上)

2 前項に規定する障害者支援施設のうち複数の昼間実施サービスを行うもの利用定員は、第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる提供施設障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める数とならなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、十二人以上）でなければならないものとする。

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び就労移行支援 六人以上
 二 就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型 十人以上
 三 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、十人以上）

3 第一項に規定する障害者支援施設が附則第六条第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援 A 型を提供する場合には、雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、十人を下回ってはならないものとし、雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該障害者支援施設が提供する就労継続支援 A 型の利用定員の百分の五十及び九を超えてはならないものとする。

（経過的障害者支援施設に置くべき職員の数）
 第三条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第二号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、規則附則第一条の二の規定による就労継続支援 A 型若しくは就労継続支援 B 型又は第七号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する障害者支援施設（以下「経過的障害者支援施設」という。）に置くべき職員及びその員数は、第十一条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合 第十一条第一号に規定する職員及びその員数とする。ただし、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の数、同号イ(2)の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のイ及びロに掲げる数を合計した数以上とする。
 イ (1)から(3)までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数
 (1) 平均障害程度区分が四未満 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(2)及び(3)において同じ。）の数を六で除した数
 (2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数
 (3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を十で除した数
 ロ イ(1)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

二 自立訓練（機能訓練）を行う場合 第十一条第一号第三号に規定する職員及びその員数とする。
 三 自立訓練（生活訓練）を行う場合 第十一条第一号第四号に規定する職員及びその員数とする。
 四 就労移行支援を行う場合 第十一条第一号第五号に規定する職員及びその員数とする。
 五 就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を行う場合
 イ 就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員
 (一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
 (二) 職業指導員の数は、一以上とする。
 (三) 生活支援員の数は、一以上とする。
 (四) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数
 (二) 利用者の数が六十以上 一以上
 (三) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
 ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

六 施設入所支援を行う場合 第十一条第一号第六号に規定する職員及びその員数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型若しくは就労継続支援 B 型を受ける者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。
 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項に規定する経過的障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら当該自立訓練（機能訓練）、当該自立訓練（生活訓練）、当該就労移行支援、当該就労継続支援 A 型若しくは当該就労継続支援 B 型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設における職員の員数）
 第四条 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は、昼間実施サービス利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一号から第四号まで及び第五号のロの規定にかかわらず、当該経過的障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないことができる。
 2 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は、前条第一号から第五号まで並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を次の各号に掲げる当該経過的障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるもの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないことができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
 二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
 （設備）
 第五条 経過的障害者支援施設について第十条の規定を適用する場合には、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。
 （雇用契約の締結等）
 第六条 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経過的障害者支援施設（昼間実施サービスとして就労継続支援 B 型を提供するものを除く。）は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、規則第六条の十第一号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援 A 型を提供することができる。
 （就労）
 第七条 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
 （賃金等）
 第八条 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、附則第六条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、附則第六条第二項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 経過の障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(工賃の支払等)

第九條 経過の障害者支援施設は、就労継続支援 B 型を提供する場合には、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)は、三千円を下回ってはならない。

3 経過の障害者支援施設は、就労継続支援 B 型を提供する場合には、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 経過の障害者支援施設は、就労継続支援 B 型を提供する場合には、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

(実習の実施)

第十條 経過の障害者支援施設は、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 経過の障害者支援施設は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第十一條 経過の障害者支援施設は、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を提供する場合には、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 経過の障害者支援施設は、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を提供する場合には、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第十二條 経過の障害者支援施設は、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第十三條 経過の障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、利用者及び職員以外の者を就労継続支援 A 型に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる就労継続支援 A 型の利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数のいずれか多い数

二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数

三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(経過の障害者支援施設に関する統廃合)

第十四條 経過の障害者支援施設について第十三条及び第二十二條の規定を適用する場合には、第十三条第一項及び第二十二條第二項中「又は就労移行支援」とあるのは、「就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型」と読み替えるものとする。

第十五條 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第二十九条に規定する身体障害者更生施設(以下「身体障害者更生施設」という。)(旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設(以下「身体障害者療護施設」という。)(若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。))による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十一号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。))第五十条第一号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。))法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。))第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設(整備省令による廃止前の知的障害者授産施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下「旧知的障害者授産施設最低基準」という。))第二十一条第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。))若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通所施設(以下「知的障害者通所施設」という。))又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。))第五十条の二第一号第一号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。))若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設(整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生労働省令第八十七号。以下「精神障害者社会復帰施設最低基準」という。))第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合には、これらの施設の建物(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを除く)の増築、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))について、第十条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」とする。

(居室の定員の経過措置)

第十六條 施行日において現に存する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通所施設において施設障害福祉サービスを提供する場合には、これらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを除く)の増築、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))について、第十条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」とする。

(居室面積の経過措置)

第十七條 施行日において現に存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所施設又は旧身体障害者福祉法第三十二条の二第一項に規定する国立施設において施設障害福祉サービスを提供する場合には、これらの施設の建物について、第十条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「二六・六平方メートル」とする。

2 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合には、これらの施設の建物について、第十条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

3 施行日において現に存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通動寮であつて旧知的障害者授産施設最低基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているもの又は知的障害者授産施設最低基準附則第三条におけるこれらの施設の建物について、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

4 施行日において現に存する身体障害者療護施設であつて、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第三条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物については、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

(ブザー)又はこれに代わる設備の経過措置

第十八条 施行日において現に存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通動寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同条第二項第八号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

第十九条 施行日において現に存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第十条第二項第八号の規定は、当分の間、適用しない。

2 施行日において現に存する知的障害者通動寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第十条第二項第八号の規定は、当分の間、適用しない。

3 施行日において現に存する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第十条第二項第八号の規定は、当分の間、適用しない。

○厚生労働省令第七十八号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の十二の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。 柳澤 伯夫
平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準(第三条―第五条)

第二節 設備に関する基準(第六条―第八条)

第三節 運営に関する基準(第九条―第五十二条)

第三章 指定知的障害児通園施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準(第五十三条)

第二節 設備に関する基準(第五十四条)

第三節 運営に関する基準(第五十五条―第六十八条)

第四章 指定盲ろうあ児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準(第六十一条―第六十二条)

第二節 設備に関する基準(第六十三条―第六十五条)

第三節 運営に関する基準(第六十六条―第六十八条)

第五章 指定肢体不自由児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準(第六十九条―第七十一条)

第二節 設備に関する基準(第七十二条―第七十四条)

第三節 運営に関する基準(第七十五条―第八十条)

第六章 指定重症心身障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準(第八十一条)

第二節 設備に関する基準(第八十二条)

第三節 運営に関する基準(第八十三条・第八十四条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害児 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)以下「法」という。第四条第二項に定める障害児(法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等(法第五十条第六号の四に規定する障害児施設給付費等をいう。)を支給することができることとされた者を含む。)をいう。

二 指定知的障害児施設 法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては指定都市の市長とし、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)にあつては児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。が指定する知的障害児施設をいう。

三 指定第一種自閉症児施設 指定知的障害児施設のうち、自閉症を主たる症状とする児童であつて病院に収容することを要するものを入所させる自閉症児施設(自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設をいう。以下同じ。)をいう。

四 指定第二種自閉症児施設 指定知的障害児施設のうち、自閉症を主たる症状とする児童であつて病院に収容することを要しないものを入所させる自閉症児施設をいう。

五 指定知的障害児通園施設 法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事が指定する知的障害児通園施設をいう。

六 指定盲ろうあ児施設 法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事が指定する盲ろうあ児施設をいう。

七 指定盲児施設 指定盲ろうあ児施設のうち、盲児(強度の弱視を含む。)を入所させるものをいう。

八 指定盲ろうあ児施設 指定盲ろうあ児施設のうち、ろうあ児(強度の難聴児を含む。)を入所させるものをいう。

九 指定難聴幼児通園施設 指定盲ろうあ児施設のうち、強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行うものをいう。

十 指定肢体不自由児施設 法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事が指定する肢体不自由児施設をいう。

十一 指定肢体不自由児通園施設 指定肢体不自由児施設のうち、通所による入所者のみを対象とするものをいう。

十二 指定肢体不自由児療護施設 指定肢体不自由児施設のうち、病院に収容することを要しない肢体不自由のある児童であつて、家庭における養育が困難なものを入所させるものをいう。

十三 指定重症心身障害児施設 法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事が指定する重症心身障害児施設をいう。

十四 指定知的障害児施設等 法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。

十五 指定施設支援 法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。